

第 1 0 2 号議案

足立区多文化共生推進計画審議会条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区多文化共生推進計画審議会条例

(設置)

第 1 条 足立区多文化共生推進計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として足立区多文化共生推進計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、区長の諮問に応じ、計画の策定に関し必要な事項を調査審議し、その結果を区長に答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、区長が委嘱する委員 2 0 人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、区長が委嘱した日から区長に答申した日までとする。ただし、欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事)

第 6 条 審議会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、区の職員のうちから、区長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(守秘義務)

第8条 委員及び幹事は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区多文化共生推進計画審議会	日額 7, 000円
-----------------	------------

(提案理由)

足立区多文化共生推進計画審議会を設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。